

景観政策課の補助金に対する「よくある御質問」

(補助金制度について)

ご質問	回答
1 どのような建造物が補助対象となりますか。	<p>景観政策課が所管する補助金の対象建造物は、「地区を指定する制度」「建物を指定する制度」のいずれかで指定を受けている建物に限ります。</p> <p>※詳しくは、ホームページ「歴史的建造物等・地区の修理・修景助成制度について」を参照</p>
2 どのような経費が補助対象となりますか。	<p>対象建造物のうち、町並み保全のために、<u>特に必要と認められる外観の修理等の経費の一部</u>に対して、補助を行います。</p> <p>※詳しくは、ホームページ「歴史的建造物等・地区の修理・修景助成制度について」を参照</p>
3 他の補助金と併用することは可能ですか。	<p>対象工事部分について、<u>他の補助金との併用はできません。</u></p> <p>他の補助金を活用される場合は、<u>事前に御相談ください。</u></p>
4 工事完了したものに対しても補助金は受けられますか。	<p><u>交付決定前に着工された工事や完了した工事は、補助対象となりません。</u></p> <p>工事着手前に京都市において、対象工事を確定し、交付決定通知書を交付します。この交付を受けた後に着工していただけます。</p>
5 補助金はどの程度受けられますか。	<p>補助金額は、各制度に応じて補助率及び上限額を定めています。</p> <p>なお、補助金額は、本市が査定した工事費に各補助率を乗じた金額です。</p> <p>(※御提出頂いた見積金額に各補助率を乗</p>

		<u>じた金額ではありません。)</u>
6	補助金を活用して修理した部分に制限はかかりますか。	補助金を利用して工事した箇所は、 <u>10年間適切に維持管理していただく必要があります。</u> また、 <u>同一箇所には、概ね10年間あらゆる補助制度の利用はできません。</u>
7	補助金を活用して修理した部分とは別の部分について、年度を連続して補助金を受けられますか。	<u>基本的には年度を連続して補助金を受けられません。</u> 令和9年度に補助金を受けた場合は、令和11年度以降に御利用いただくこととなります。(※アンケートの回答は令和10年度)

(アンケートについて)

	ご質問	回答
1	アンケート回答時に必要な添付書類を教えてください。	① 見積書、② 図面、③ 写真の御提出をお願いします。 添付書類が締切日に間に合わない場合、アンケート回答用紙のみ御提出ください。 ただし、添付書類が全て揃っている方を優先させていただきます。
2	前年度回答した場合も、再度回答が必要ですか。	令和9年度に工事の予定がある場合に御回答ください。 前年度に御回答いただいている場合も、お手数ですが、改めて御回答をお願いします。
3	アンケートに回答すれば、補助金は必ず受けられるのですか。	当該アンケートは、 <u>補助金の交付を確約するものではありません。</u> アンケートを基に、予算確保を行い、補助金対象範囲及び金額等を決定します。 希望される方が多かった場合等は、御希望に添えない場合があります。 ただし、アンケートの回答のない場合は、原則補助金の交付はできません。

(手続きについて)

	ご質問	回答
1	手続きの流れを教えてください。	<p>【工事の前年度】</p> <p>①アンケート回答 見積書・図面・写真を提出</p> <p>【工事年度】</p> <p>②工事の意向・内容確認（原則5月以降） ③補助金交付申請・決定書の通知 （補助金交付予定額の決定） ④工事着手 ⑤工事完了・工事代金の支払 ⑥実績報告・完了検査 ⑦補助金の交付</p>
2	交付申請時に必要な添付書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書原本 ・図面 ・写真
3	実績報告時に必要な添付書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事写真 工事前後及び工事中の各工程がわかるもの ・領収書 工事代金全額の支払いが確認できるもの